

一般社団法人 日本透析医学会新役員選挙要綱

一般社団法人 日本透析医学会（以下「本学会」という。）が実施する役員選挙について次のように規定するものとする。

（主旨）

1. 平成 24 年度以降に実施する役員選挙について規定するものとする。ただし、理事長、常任理事の選任は除くものとする。

（投票方法）

2. 投票は、新評議員による総会において行うものとする。
3. 出席新評議員 1 人 1 回の投票につき 1 票とし、原則としてマークシート方式により実施するものとする。
4. 理事会において選挙立会人候補者 2 名（本学会正会員）を指名し、総会の承認を得るものとする。
5. 委任投票は実施しない。

（選挙実施順序）

6. 本学会、定款第 13 条第 5 項「理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。」との文言に則り、まず、理事選挙を行い、理事当選者（定数 15 名以上 20 名以内）を決定し、しかる後、役員立候補者のうち理事当選者を除き監事選挙（定数 2 名以上 4 名以内）を行うものとする。

（理事選挙）

7. 理事候補者の投票は 10 名連記とし、得票数の多いものから順次当選とする。
8. 理事候補者の得票数が同数になった場合は、得票数の多いものから得票同数者により再度選挙を行い、再選挙の得票順に 20 名内におさめるものとする。ただし、得票同数者による再選挙においても得票同数の場合は籤引きで順位を決定するものとする。
9. 本学会定款施行細則第 12 条に則り、理事当選者が 20 名を超えた次点の者については、理事の欠員が出た場合に、その都度理事会に諮り、得票数次点の高得票者から順次選任することができる。なお、欠員となった理事が常置委員会委員長に就任している場合は理事会において調整するものとする。

（監事選挙）

10. 監事選挙については、理事選挙後理事に選任されなかった役員候補の中から単記無記名投票方式により得票数の多いものから順次当選とする。また、監事に欠員が出た場合も、理事と同様に行うものとする。

（選挙結果）

11. 選挙結果は、新評議員による総会の承認を要するものとし、総会承認後、新役員による臨時理事会を開催して、理事長を決定する。
12. 選挙結果は、得票数を除き、「あいうえお順」に、理事・監事の氏名を学会誌及び学会ホームページ上に公開するものとする。

（改正・所掌）

13. 本要綱の改正は、理事会の承認を得るものとする。
14. 本要綱に係る事項については、総務委員会が所掌するものとする。

（雑則）

15. 本要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

（附則）

本要綱は、平成 24 年 6 月 23 日から施行する。